

大館市設計共同体取扱要綱の運用基準

第2条関係

分担施行方式により業務を実施する場合には、構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。

この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして、必要以上に細分化しないものとする。

構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは、認めないものとする。

第3条関係

設計共同体に参加させる競争方式については、本条に掲げるほか、業務の内容等を勘案して、設計共同体に参加させる必要があると認められる競争方式全てについて、柔軟に対応するものとする。

第4条関係

構成員の数は、業務ごとに市長が定めるものとするが、その決定に際しては、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして、確実かつ円滑な共同実施に支障がないよう十分に留意すること。

第6条関係

1 同種業務の実績の認定については、次によるものとする。

(1) 元請としての実績がない構成員で、当該業務を確実かつ円滑に共同実施できる能力を有すると認められる場合には、下請としての実績を有することで足りるものとする。

(2) 同種業務の実績として、設計共同体の構成員としての実績を対象とする場合には、元請としての実績であること。

2 配置する技術者について、当該技術者の業務の経歴を参加要件として求める場合には、その経歴の取扱いは上記1に準じるものとする。

3 照査技術者の配置を求める必要がある場合には、構成員ごとにその配置を求めること。

(入札手続等における入札者の表示形式)

競争参加資格審査申請書、入札参加申込書、技術資料その他の提出書類における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

----- 設計共同体

代 表 者 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者

印

(入札書等における入札者の表示形式)

- 1 入札書、契約書及び入札調書等における設計共同体の表示は、次のとおりとする。

-----設計共同体		
代 表 者	所 在 地 商号又は名称 代 表 者	印
構 成 員	所 在 地 商号又は名称 代 表 者	印
	所 在 地 商号又は名称 代 表 者	印

- 2 やむを得ない理由により、設計共同体の代表者の押印による入札書その他の書類の提出ができない場合には、委任状を添付の上、設計共同体の代表者が定めた復代理人の押印により書類を提出できるものとする。

(契約書中に特記すべき事項)

設計共同体と契約を締結する場合には、契約書中に特記事項として次のとおり記載するものとする。

「 株式会社外 社は、別紙設計共同体協定書により頭書の業務を共同連帯して受託する。」

附 則

この運用基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。